

地域を応援するマンスリー・レター

平成27年8月号

発行者：北海道経済産業局総務企画部
 北海道開発局開発監理部
 北海道運輸局企画観光部
 北海道労働局職業安定部、労働基準部
 北海道経済部
 編集事務局：北海道経済部経済企画室
 経済調査G
 TEL：011-204-5139
 平成27年7月17日号（第77号）
 <毎月20日発行>

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局及び北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

今月の掲載ラインナップ

所属名	8月号の内容	
北海道経済産業局 <P2～>	<ul style="list-style-type: none"> ●平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金の二次公募を開始しました【新規】 ●中小企業地域資源活用促進法の改正に係る説明会を開催します～「ふるさと名物」を応援します～【新規】 ●第6回「キャリア教育アワード」及び第5回「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました【新規】 	
中小企業大学校旭川校 (中小機構北海道) <P5～>	●中小企業大学校旭川校 10月開講講座のご案内	
北海道開発局 <P8～>	<ul style="list-style-type: none"> ●「HOP1 ECサイト」のご案内～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～ ●公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～ 	
北海道労働局 <P9～>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域雇用開発奨励金の地域指定の変更について ●キャリアアップ助成金のご案内 ●キャリア形成促進助成金のご案内 ●企業内人材育成推進助成金のご案内 ●職場定着支援助成金のご案内 ●労働移動支援助成金の拡充について ●業務改善助成金のご案内について 	
(公財)北海道中小企業総合支援センター <P17～>	●「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について	
北海道経済部	食関連産業室 <P18～>	<ul style="list-style-type: none"> ●どさんこプラザ・テスト販売品（インターネット販売）の募集について ●インフォメーションバザール inTokyo（北海道）について【新規】 ●「あじ研北海道」について ●「HOKKAIDO FOOD LIBRARY」のご案内【新規】
	中小企業課 <P21～>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域中小企業経営力向上支援事業のご案内 ●「電気コスト対策アドバイザー育成・派遣モデル事業」のご案内 ●中小企業総合振興資金融資制度の改正について ●コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内 ●地域活性化ワイド資金のご案内
	観光局 <P25～>	●「北海道プレミアム旅行券」利用可能施設登録のご案内【新規】
	産業振興課 <P26>	●「地域のものづくり力」のアップで会社を成長させましょう！～「参画・協力企業」募集のご案内～

	国際経済室 <P26～>	●中国・上海ビジネスセミナーのご案内【新規】 ～最新の経済概況、食品市場について～
	環境・エネルギー室 <P27～>	●平成27年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の公募を開始しました。【新規】
	科学技術振興室 <P28～>	●平成27年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の受賞候補者の推薦について ●北大ビジネス・スプリングのご紹介について（入居者募集中） ●平成27年度「北海道新技術・新製品開発賞」の募集について
	雇用労政課 <P31>	●「両立支援促進・就業環境アドバイザー」の派遣について
	人材育成課 <P31～>	●UIターン・プロフェッショナル人材誘致推進事業のご案内【新規】 ●2015年度道南・道北地区問題解決手法研修会のご案内～函館・北見QC研修会参加者募集（北海道、QCサークル北海道支部）【新規】 ●能力開発セミナー（8-9月開講予定）のご案内
北海道環境生活部	環境推進課 <P33～>	●「北海道グリーン・ビズ認定制度」における認定事業所を募集中です！

平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金の二次公募を開始しました 【新規】（北海道経済産業局）」

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの委託により、平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の2次公募を開始しました。

なお、二次公募の締切は8月5日とし、採択は9月中を目処に行う予定です。

◆募集期間

平成27年6月25日（木）～平成27年8月5日（水）（当日消印有効）

※提出は郵送のみとなります。

◆事業概要

【事業の目的】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的な設備投資やサービス・試作品の開発を行う中小企業の皆様に支援します。

【補助対象事業】

	補助上限額	補助率	設備投資
◆革新的サービス			
一般型	1,000万円	2/3	必要
コンパクト型	700万円	2/3	不可
◆ものづくり技術	1,000万円	2/3	必要
◆共同設備投資	共同体で5,000万円 (500万円/社)	2/3	必要

【補助対象経費】

機械装置費、原材料費、直接人件費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、雑役務費、クラウド利用費

「革新的サービス」の一般型及び「ものづくり技術」については、設備投資（単価50万円以上）が必要

であり、機械装置費以外の経費は総額 500 万円が上限です。

「革新的サービス」のコンパクト型で機械装置費を計上する場合、総額 50 万円未満に限り対象です。

「共同設備投資」は、設備投資（単価 50 万円以上）以外の経費は対象外です。（事業管理者の直接人件費は対象。）

◆公募要領

公募要領は以下のウェブサイトからダウンロード出来ます。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20150625/index.htm>

◆提出・問い合わせ先

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 プレスト 1・7 ビル 3 階

北海道中小企業団体中央会

TEL : 011-231-1919

中小企業地域資源活用促進法の改正に係る説明会を開催します

～「ふるさと名物」を応援します～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省では、地域経済の好循環を実現するため、地域資源の魅力を活かした「ふるさと名物」による地域活性化を支援することを目的に、「中小企業地域資源活用促進法」を改正しました。

今般の改正においては、新たに市町村と地域の商工団体などによる「ふるさと名物応援宣言」など地域一体となった取り組みの促進も盛り込まれていることから、下記のとおり説明会を開催することといたしました。

なお、説明会におきましては、地域の創業を促進するため、市町村が民間事業者（中小企業団体や支援機関等）と協力して策定する「創業支援事業計画」の取り組みについても併せてご案内いたします。

◆申込締切

平成 27 年 7 月 27 日（月）

◆説明会の概要

【日 時】平成 27 年 7 月 31 日（金） 14:30～16:00

【場 所】TKP 札幌駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム 3A

（札幌市北区北 7 条西 2 丁目 9 ベルヴェオフィス 3 階）

【主 催】経済産業省北海道経済産業局

【対 象】自治体、商工会議所、商工会 等

【説明者】中小企業庁 創業・新事業促進課 担当者

【定 員】180 名程度

【参加費】無料

◆申込方法

当局 HP から参加申込書をダウンロードの上、必要事項を記入し、FAX または E-mail でお申し込みください。

<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20150709/index.htm>

◆申込・問い合わせ先

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL : 011-709-2311（内線 2578）

FAX : 011-709-4138

E-mail : hokkaido-chusho@meti.go.jp

第6回「キャリア教育アワード」及び 第5回「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました 【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省では、7月1日から「キャリア教育アワード」及び「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました。

「キャリア教育アワード」は、企業や経済団体等による優れたキャリア教育の取組を表彰します。また、「キャリア教育推進連携表彰」は、文部科学省と共同で、教育関係者と行政、地域や企業、経済団体等が連携して行う優れたキャリア教育の取組を表彰します。

※「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育」を指します。「職業体験活動」や「インターンシップ」といった職業に直接触れる体験だけでなく、国語・算数・理科などの授業の内容と日社会とのつながりを理解させる活動なども含まれます。

◆募集期間

平成27年7月1日（水）～9月30日（水）

◆応募対象

<キャリア教育アワード>

小学校から大学・大学院段階の子ども・若者等を対象にキャリア教育支援に取り組む企業・経済団体等。

<キャリア教育推進連携表彰>

学校を中心としたキャリア教育の推進のために、教育関係者（学校や教育委員会等）と、行政（首長部局等）や地域・社会（NPO法人やPTA団体等）、産業界（企業や経済団体等）が連携・協働して行う取組。

◆応募方法等

経済産業省のウェブサイトより、エントリーシート、応募要領をダウンロードの上、応募要領に沿って作成し送付してください。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award.html>

◆申請・問い合わせ先

<キャリア教育アワード>

キャリア教育アワード2015事務局（キャリア教育コーディネータネットワーク協議会）

担当：小寺・松倉

TEL：03-3392-1988

E-mail：award@human-edu.jp

<キャリア教育推進連携表彰>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

TEL：03-5253-4111（内線2390）

E-mail：jidous@mext.go.jp

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室

TEL：03-3501-2259

E-mail：honshou-jinzai@meti.go.jp

中小企業大学校旭川校 10月開講講座のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～

(中小企業大学校 旭川校)



中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成27年10月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No. 13 品質管理と現場改善によるコストダウン推進 ～ コストダウンが目に見える、現場での取り組み ～

本研修では、単なるコスト削減ではなく、製造現場にとどまることのない正しい管理によって品質管理レベルを高め、コストダウンの推進に繋げて収益に貢献するための取り組みを学びます。

* この研修のポイント

1. コスト構造の基本知識を身につけることで、現場改善とコストの関係が分かります。
2. 品質管理と現場改善に取り組むための、目的が明確になります。
3. 自社に合ったコストダウン計画の作成につなげます。

◆実施期間 10月14日(水)～16日(金)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 高田忠直氏

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090496.html>

No. 14 経営に活かす財務講座・財務分析編 ～ 図解で分かる財務のしくみと、演習でつかむ分析の勘所 ～

本研修では、財務諸表の見方だけではなく、分析のポイントを押さえることにより、会社の財務状況を把握し、そこから、自社のどこに問題が潜んでいるかを把握できるようになることを目的とします。

* この研修のポイント

1. 財務諸表のしくみを図解で分かりやすく学びます。
2. 演習を通じて、財務分析のポイントを掴み、会社の経営状況が分かるようになります。
3. 金融機関に財務状況を説明するポイントを掴み、資金調達力の向上を目指します。

◆実施期間 10月19日(月)～21日(水)

◆研修時間 3日間(21時間)

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士 三浦淳一氏

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090497.html>

No. 15 持続的成長・発展をめざす！
わが社の経営戦略策定・実践講座

本研修では、経営戦略の意義と策定手順(プロセス)を理解していただくとともに、自社または事業部門に当てはめて実現可能なアクションプランを作成していただきます。

* この研修のポイント

企業の持続的成長・発展のためには、「経営戦略と財務・組織との関係について理解した上で、自社の経営戦略を策定し、短期・中期の視点から経営戦略を策定する」ことが必要不可欠です。

◆実施期間 10月22日(木)～23日(金) / 11月16日(月)～17日(火) <インターバル研修>

◆研修時間 4日間(27時間)

◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 中小企業診断士・ITコーディネータ 藤川惣二氏

中小企業診断士 國方洋伸氏

◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090498.html>

No. 16 生産管理と自社課題解決実践講座
～ インターバル期間を有効活用！自社の現場に最適な改善計画づくり ～

本研修では生産計画から工程管理・現場改善と言った生産管理におけるポイントとともに、自社が抱えている様々な問題を解決する手法を学びます。さらに、学んだ手法をインターバル期間中に実践することで、自社に合った確実に課題を解決するノウハウを習得することを目指します。

* この研修のポイント

1. 希望される方には、インターバル期間中や研修後に、中小機構北海道の専門家が現場を訪問し、無料サポート(アドバイス)を実施いたします。
2. 豊富な事例(現場映像)を参考にして、改善の取り組み成果をイメージしやすい形で学びます。
3. 個別指導とインターバル期間中の実践活動を踏まえ、後半の研修で自社に合った改善計画を作り上げます。

- ◆実施期間 10月26日(月)～27日(火)／11月19日(木)～20日(金) <インターバル研修>
- ◆研修時間 4日間(27時間)
- ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
- ◆受講料 38,000円(税込)
- ◆講師 堀口ビジネスコンサルティング 代表 堀口敬氏
- ◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090499.html>

No.17 営業力強化のための部下育成
～ 社内でする!「営業」人材の育て方 ～

本研修では、自社に合う営業スタイルを学び、営業ノウハウをチーム全体で共有し営業部門全体の機能強化を図るための、部下育成を学びます。

* この研修のポイント

1. 営業力強化のために、部下育成に取り組みたい皆様に最適な講座です。
2. 豊富な演習とゲームを通じて、体感して学ぶことができます。
3. 自社の営業面の課題を解決するヒントをつかみます。

- ◆実施期間 10月28日(水)～30日(金)
- ◆研修時間 3日間(21時間)
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 ビーイットコンサルティング 代表 飯島宗裕氏
- ◆カリキュラム詳細

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2015/090500.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



「HOP1 ECサイト」のご案内

～冷蔵・冷凍の状態で小口の荷物を輸出しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットフォーム（略称HOP）」構築に向けた各種取組を進めております。

その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設します(稼働は8月以降を予定)。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・ 「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・ 掲載初期手数料 5,000円
・ 月額手数料 2,000円
・ 販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
 - ・ 商品撮影1カット 3,000円～
 - ・ 原稿翻訳 400字 2,500円～
- ◆導入方法 ・ HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・ 北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137 (担当: 富岡、藪田)

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を催行していただける旅行会社を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、地域経済や国民生活にとって必要不可欠な公共施設の役割について、より多くの皆さまに知っていただけるよう、平成25年度から、「公共施設見学ツアー」に取り組んでいるところです。

現在、平成27年10月以降に、「公共施設見学ツアー」を企画・催行していただける旅行会社を先着順で募集しています。「公共施設見学ツアー」の実施については是非ご検討ください。

- ◆事業概要 旅行会社の皆さまに、「公共施設見学ツアー」の対象となる施設の見学を含む旅行商品(ツアー)を企画していただきます。施設見学の際には、施設の概要や役割などについて、北海道開発局の

職員が無償でご案内・ご説明します。

- ◆申込方法 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合には、応募要領等をご覧いただき、「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆対象施設 「公共施設見学ツアー」の対象となる施設は以下のとおりです。
 - 《道央地区》
石狩地区地域防災施設〈川の博物館〉（石狩市）、舞鶴遊水地（長沼町）、滝川地区地域防災施設〈川の科学館〉（滝川市）、覚生川1号砂防堰堤（苫小牧市）、漁川ダム（恵庭市）、滝里ダム（芦別市）、小樽港〈みなとの資料コーナー〉（小樽市）、苫小牧港（苫小牧市及び厚真町）、石狩川頭首工関連施設群（月形町ほか）
 - 《道南地区》
美利河ダム（今金町）、国道5号赤松街道（七飯町）
 - 《道北地区》
金山ダム（南富良野町）、大雪ダム（上川町）、岩尾内ダム（士別市）、留萌ダム（留萌市）、国道40号旭橋（旭川市）、東浦漁港衛生管理型施設（稚内市）
 - 《道東地区》
釧路湿原旧川復元茅沼地区（標茶町）、釧路湿原幌呂地区湿原再生（鶴居村）、千代田新水路（幕別町）、十勝ダム（新得町）、札内川ダム（中札内村）、鹿ノ子ダム（置戸町）、国道273号三国峠（上士幌町）、国道274号日勝峠（清水町）、釧路港（釧路市）、羅臼漁港衛生管理型施設（羅臼町）
- ◆応募要領 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。
<http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/shisetsukengaku/minasama02.html>
- ◆照会先 平成27年度「公共施設見学ツアー」総合窓口
（北海道開発局 開発監理部 開発調整課 TEL (011) 709-2311（内線5477））

地域雇用開発奨励金の地域指定の変更について

（北海道労働局）

地域雇用開発奨励金は、求人が少なく、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）及び若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）において、雇用の場を増やした事業主に対して支給される奨励金です。

同意雇用開発促進地域につきましては平成27年4月10日から札幌地域、函館地域、紋別地域、釧路地域が新たに地域指定され、過疎等雇用改善地域につきましては、平成27年4月1日から島牧村、寿都村、黒松内町、蘭越町、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、神恵内村が不該当地域となりました。

指定地域及び奨励金の詳細は、下記厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆制度概要

事業所の設置・整備を行い、ハローワークなどの紹介により対象労働者を雇い入れた場合、設置整備に要した費用と雇い入れ人数に応じた奨励金を、最大3年間（3回）支給します。

◆支給額（1回あたり）について

- ①50万円～800万円、支給額は、事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて16区分に分かれています。
- ②設置・整備費用が300万円以上で、対象労働者の増加人数が3人（創業の場合2人）以上であることが要件となります。
- ③2回目、3回目の支給を受けるためには、一定基準以上の労働者の維持・定着が要件となります。
- ④そのほかにも要件がありますので、詳細は北海道労働局又はハローワーク窓口へお尋ねください。

- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係 TEL 011-738-1056
厚生労働省ホームページ（地域雇用の開発のために）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/120427.html

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助 成 内 容		助 成 額 () は中小企業以外の額
①正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・ 正規雇用等に転換 または ・ 直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり50万円（40万円）★ ② 有期→無期：1人当たり20万円（15万円） ③ 無期→正規：1人当たり30万円（25万円）★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算（中小企業以外も同額）
②多様な正社員 コース	・ 勤務地・職務限定正社員制度 を新たに規定 有期契約労働者等を ・ 多様な正社員に転換または 直接雇用 正規雇用労働者を ・ 短時間正社員に転換または 短時間正社員を新たに雇入れ	① 勤務地・職務限定正社員制度規定・適用 ：1事業所当たり40万円（30万円） ② 有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員 ：1人当たり30万円（25万円）★ ③ 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ ：1人当たり20万円（15万円） ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算（中小企業以外も同額）★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算（中小企業以外も同額）
③人材育成 コース	有期契約労働者等に ・ 一般職業訓練（Off-JT） ・ 有期実習型訓練 （「ジョブ・カード」を活用した Off-JTとOJT） ・ 中長期的キャリア形成訓練 （専門的・実践的な教育訓練） （Off-JT） ・ 育児休業中訓練（Off-JT） を行った場合	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1人1時間当たり800円（500円） 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大30万円（20万円） 中長期的キャリア形成訓練 最大50万円（30万円） ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ ●OJT《1人当たり》 実施助成：1人1時間当たり800円（700円）
④処遇改善 コース	すべてのまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し2%以上増額★させた場合	① すべての賃金テーブル改定 ：1人当たり3万円（2万円） ② 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 ：1人当たり1.5万円（1万円）★ ③ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）加算（中小企業以外も同額）★
⑤健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合	1事業所当たり40万円（30万円）

⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合	1人当たり10万円(7.5万円)
----------------------	--	------------------

◆★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリア形成促進助成金のご案内（北海道労働局）

「キャリア形成促進助成金」は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して、職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

○ 事業主及び事業主団体等向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額
①ものづくり人材育成訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業や製造業が実施する大臣の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 企業単独型訓練（企業が単独で実施する訓練） イ 企業連携型訓練（複数の企業が連携して実施する訓練） ウ 事業主団体等連携型訓練（事業主団体等と企業が連携して実施する訓練）
		経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円(400円) OJT実施助成：1h当たり700円(400円)

○ 事業主向け

助成内容		助成額※()額は大企業の額	
②政策課題対応型訓練			
①成長分野等人材育成コース	大企業 中小企業	経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円)	
②グローバル人材育成コース			健康(医療・介護)・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
③中長期的キャリア形成コース			海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
④熟練技能育成・承継コース			中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練
	大企業 中小企業	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	

⑤若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	
⑥育休中・復職後等能力アップコース	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：2/3(1/2) 賃金助成：1h当たり800円 (400円)
⑦認定実習併用職業訓練コース	中小企業	大臣の認定を受けたOJT付き訓練(①のアを除く)	経費助成：1/2 賃金助成：1h当たり800円
⑧自発的職業能力開発コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対する支援	OJT実施助成(⑦)：1h 当たり600円
③ 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	経費助成：1/3 賃金助成：1h当たり400円

○ 事業主団体等向け

		助成内容	助成額
④ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成：1/2(育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練2/3)

【問い合わせ先】 ▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

企業内人材育成推進助成金のご案内（北海道労働局）

「企業内人材育成推進助成金」は、事業主が継続して人材育成に取り組むために、人材育成制度を新たに導入し、その制度を労働者に適用した場合に、一定額を助成します。

◆ 制度の種類

1、教育訓練・職業能力評価制度

従業員に教育訓練や職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に実施する制度

[助成額]

制度導入助成：50万円(25万円)

実施助成：5万円(2.5万円) 制度を適用した従業員1人当たりの額

2、キャリア・コンサルティング制度

従業員に対するキャリア・コンサルティングを、ジョブ・カードを活用し計画的に実施する制度

[助成額]

制度導入助成：30万円(15万円)

実施助成：5万円(2.5万円) 制度を適用した従業員1人当たりの額

従業員をキャリアコンサルタントとして育成した場合に加算

[助成額]

実施助成：15万円(7.5万円) 育成した従業員1人当たりの額

3、技能検定合格報奨金制度

技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度

[助成額]

制度導入助成：20万円（10万円）

実施助成：5万円（2.5万円）制度を適用した従業員1人当たりの額

※（ ）内は中小企業以外の助成額

※実施助成は上限10人

・詳しい要件、手続き等については、下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先：厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課分室 TEL 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081260.html>

職場定着支援助成金のご案内（北海道労働局）

◎個別企業助成コース

雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度）の導入など通じて従業員の離職率の低下に取り組む健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む事業主（重点分野関連事業主）に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。また、介護関連事業主の場合は、介護福祉機器を導入した場合も助成の対象となります。

【雇用管理制度助成】

事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行った場合に制度導入助成（1制度につき10万円）を、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（60万円）を支給します。

【介護福祉機器等助成】

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の1/2（上限300万円）を支給します。

◎中小企業団体助成コース

健康・環境・農林漁業分野等（以下「重点分野等」といいます。）の事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業を行った場合、それに要した費用の一部を助成します。

支給対象となる事業協同組合等の要件

次の①～④のすべてに当てはまる事業協同組合等※1が支給対象になります。

- ① 改善計画※2を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業協同組合等であること（以下「認定 組合等」といいます）。
- ② 重点分野等の事業を営む中小企業者を構成員として含む認定組合等であること。
（→具体的な産業分類は、下記の「支給対象となる重点分野等の事業一覧」をご覧ください）
- ③ 中小企業労働環境向上事業を行うこと。（下記の「支給対象となる事業」をご覧ください）
- ④ 過去にこの助成金または中小企業人材確保推進事業助成金を受給したことがある場合は、事業を実施した最後の日の翌日から起算して3年を経過していること。

※1 ①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④その他特別の法律により設立された組合及

びその連合会 のうち政令で定めるもの、⑤中小企業者を直接または間接の構成員とする一般社団法人。
 ※2 中小企業労働力確保法に基づき、事業協同組合等や中小企業が雇用管理の改善に取り組むために策定する計画。

支給対象となる事業

◆支給の対象となる中小企業労働環境向上事業とは、次の①から④に該当する1年間の事業をいいます。
 ◆助成金を受給するためには、①と④の事業を必ず実施し、あわせて②か③のいずれか（または両方）の事業を実施する必要があります。

- ① 計画策定・調査事業（例：構成中小企業者の雇用管理状況の調査）
- ② 安定的雇用確保事業（例：募集・採用ガイドブックの作成配布、合同会社説明会の開催）
- ③ 職場定着事業（例：安全衛生セミナーの実施、職業相談員の配置及び職業相談の実施）
- ④ モデル事業普及活動事業（例：モデル事業説明会の実施）

支給額

事業の実施に要した費用の3分の2の額を支給します。認定組合等の規模に応じて、1年当たりの限度額があります。また、事業をもう1年延長することができます。

認定組合等の区分	大規模認定組合等 (構成中小企業数500以上)	中規模認定組合等 (同100以上500未満)	小規模認定組合等 (同100未満)
1年あたりの限度額	1000万円	800万円	600万円

支給対象となる重点分野等の事業一覧

日本標準産業分類	
大分類A－農業、林業	
大分類B－漁業	
大分類D－建設業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの
大分類E－製造業	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの このうち、健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの
大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業	
大分類G－情報通信業	
大分類H－運輸業・郵便業	
大分類L → 中分類71－学術・開発研究機関	このうち、健康、環境、農林漁業分野に関連する技術開発を行っているもの
大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ	
大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール	
大分類P－医療、福祉	
大分類R → 中分類88－廃棄物処理業 例)ごみ処分量	

【問い合わせ先】 ▼ 北海道労働局職業安定部職業対策課分室 TEL 011-788-9132

労働移動支援助成金の拡充について（北海道労働局）

労働移動支援助成金について、受入れ人材育成支援奨励金が拡充され、「早期雇入れ支援コース」が創設されました。平成27年度本予算成立に伴い平成27年4月10日より施行されております。

拡充された内容を含めた、具体的な制度の内容は以下の通りとなっております。

1 再就職支援奨励金

- 再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者に対して、民間の職業紹介事業者による再就職支援の委託、または求職活動のための休暇を付与するといった、再就職援助のための措置を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の再就職の促進を目的としております。

※再就職援助計画とは、1か月以内に30人以上離職するような、事業規模の縮小等を事業主が行う場合に、事業主に作成が義務付けられているものであり、労働者に対する再就職援助の内容を記載した計画書を作成のうえ、公共職業安定所長の認定を受ける必要があります。なお、離職者の数が30人未満でも任意で作成することが可能です。

- 助成内容の概要は以下のとおりです。

	大企業	中小企業
再就職支援委託開始時	10万円	
再就職実現時	委託費用×1/2－10万円 (委託費用×2/3－10万円) ()内は45歳以上の対象者の場合	委託費用×2/3－10万円 (委託費用×4/5－10万円) ()内は45歳以上の対象者の場合
再就職支援の一部として訓練・グループワークの実施を委託した場合の上乗せ助成	(訓練)月6万円(上限3カ月分)を加算 (グループワーク)3回以上で1万円加算	
対象者に求職活動のための休暇を付与した場合の助成	1日当たり4,000円	1日当たり7,000円

2 受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援コース）（新設）

- 受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援コース）は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画の対象となった労働者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れを行った事業主に対して助成をするものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。
- 制度が創設された平成27年4月10日以降に雇入れられた方が対象となります。
- 雇用保険の一般被保険者として対象労働者を雇い入れることが必要です。
- 支給対象者1名に対して**30万円**が支給されます。

3 受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援コース）

- 受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援コース）は、①再就職援助計画の対象となった労働者等を雇入れるか、②移籍によって受入れるか、③在籍出向から6か月以内に移籍に切り換えることによって受入れるか、その労働者に対して訓練（Off-JT 又は Off-JT と OJT を組み合わせたもの）を行った事業主に対して助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。

- 助成内容の概要は以下のとおりです。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり800円
	訓練経費助成	実費相当額（上限30万円）
OJT	訓練実施助成	1時間あたり700円

※以上は要件の概要であり、その他定められた支給要件を満たす必要があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

TEL 011-738-1056

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

業務改善助成金のご案内について（北海道労働局）

北海道地区での業務改善助成金の概要は次のとおりです。

※詳しくは下記申請先にお問い合わせください。

《要件》

◎	北海道内の中小企業の事業場であり、6ヶ月以上の賃金支払い実績があるもの。
◎	申請前の「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」が時間額748円から799円であること。 (日給や月給は時間額に換算します。) ※北海道最低賃金が改定された場合はその改定額以上799円以下
◎	①「事業場内最低賃金」を40円以上引上げるとともに、 労働能率の増進に資する設備投資等の業務改善事業 を実施すること。又は ②10人以上の労働者の賃金を60円以上引上げるとともに、 労働能率の増進に資する設備投資等の業務改善事業 を実施すること。 ※就業規則に引上げ後の賃金額を事業場内最低賃金とすることを定める必要があります。

《助成金》

◎	業務改善経費の2分の1（常時使用する労働者の数が、企業全体で30人以下の事業場の場合は4分の3）が助成金として支給されます。 ※下限5万円（企業規模30人以下7万5千円） 上限100万円（上記②の場合はその人数により最大150万円）
---	--

《留意事項》

◆	申請して認可を受けてから、賃金引上げ・業務改善事業を実施してください。その後、引上げ後1ヶ月分の賃金支払い状況と事業実施結果を実績報告書にまとめ提出してください。審査の上、助成金が支払われます。※助成金受給後、所定期日までに「状況報告」が必要です。
◆	この助成金の受給は一度限りです。又同様の主旨の他の助成金との併給はできません。
◆	助成金対象経費には通常の事業活動に社会通念上当然に必要な経費は含みません（飲食店の冷蔵庫・美容業の美容機器・倉庫業のフォークリフトの購入経費）。就業規則の作成・改正等の委託費も除かれます。単なる経費削減経費(エコカー購入)、職場環境改善経費(エアコン設置)も含みません。 ※()内は例示 ※業務改善事例集； http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudouki_junkyoku/syousaltusi_1.pdf
◆	一定期間、労働者を解雇したり、賃金時間単価を引下げたり、労働時間短縮又は労働日数の減少により賃金額を減らしたりした場合は、支給されません。
◆	助成金は該当年度の予算がなくなり次第終了となります。申請はお早めをお願いします。
◆	事業場名は、助成金を活用して自主的に賃金を上げた好事例として紹介(公表)されます。
◆	中小企業とは、北海道内に事業場を置き、次表の「業種」に応じて「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれか一方の要件を満たすものです。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

《申請先》

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階
厚生労働省 北海道労働局 労働基準部 「賃金課」
TEL 011-709-2311(内線3534) FAX 011-756-0056

※必ず事前にご相談ください。交付要綱は必ずお読みください。様式はホームページからダウンロードできます。

<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin07.html>

「北海道6次産業化サポートセンター」の開設について

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターは、北海道から委託を受け、「北海道6次産業化サポートセンター」を開設しています。サポートセンターでは、6次産業化に関する様々な相談に対応するとともに、農林漁業者等の人材育成を目的とした研修会や販路開拓を目的とした展示交流会を開催します。

◆主な業務内容

- ①農林漁業者からの相談に対して、本部事務局の6次産業化企画推進員が指導助言するとともに、必要に応じて6次産業化プランナー等の支援人材を派遣し、事業計画の作成等に対して支援を行う。
- ②農林漁業者等が6次産業化に取り組む際の課題解決等に向けた人材育成研修会を開催する。
- ③農林漁業者と2次、3次産業事業者とのネットワーク構築及び販路開拓等を目的とした展示交流会を開催する。

◆相談受付時間

9：00～17：30（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

◆相談窓口

常設拠点		所在地	連絡先（電話番号）	
北海道6次産業化サポートセンター	事務局 本部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-200-0013 担当：伊槻・国仙・佐藤・須川・森下	
	地域事務局	道南支部	〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当：佐々木
		十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当：紅葉
		釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	0154-64-5563 担当：大森
		道北支部	〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当：高橋
		日胆支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号 室蘭テクノセンター内	0143-47-6410 担当：浜田
		オホーツク支部	〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内	0157-31-1123 担当：ト部

【6次産業化企画推進員】※札幌本部にて相談対応

ATG 技術経営事務所 代表 伊槻 康成	(業務経歴) ・ホクレン勤務時代に作物育種、機能的食品開発、新事業開発等に携わる。独立後、新作物からエゾシカまで多分野にわたり事業開発等に関する多数の支援実績を有する。 (資格等) 技術士(農業部門)、中小企業診断士 ほか
(株)ブルームプラン 代表取締役 国仙 悟志	(業務経歴) ・道内大手百貨店で販売促進及び経営企画等に従事。石油販売会社勤務を経て独立後、小売業・サービス業等でマーケティングを中心にコンサルティングを実施。 (資格等) 中小企業診断士
佐藤 敏雄	(業務経歴) ・乳業メーカー勤務時代、専務として同社の経営再建を主導。同社退職後、食クラスター連携協議体などで食品製造業を中心にコーディネート業務を実施。 (資格等) 衛生管理者

(株)ワイザー総研 代表取締役 須川 清一	(業務経歴) ・農業コンサルタント会社の役員として農業・農村整備事業や地域活性化事業の調査、計画策定業務に従事。独立後、農業、建設業等で経営計画、マーケティングを中心にコンサルティングを実施。 (資格等) 技術士（農業部門・総合技術監理部門）
森下浩税理士事務所 代表 森下 浩	(業務経歴) ・日本政策金融公庫の職員として農業関係の金融・税務の専門家として活動。独立後、税理士業務のほかフードマイスターとしても活動実績を有する。 (資格等) 税理士、農業経営アドバイザー ほか

※問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター経営支援部 伊藤、澤村 電話 011-200-0013
北海道農政部食品政策課6次産業化推進グループ 佐藤、佐々木 電話 011-204-5432

どさんこプラザ・テスト販売品（インターネット販売）の募集について （北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

このたび、今年5月にどさんこプラザ楽天市場店を開設したことに併せて、インターネット通販においてもテスト販売制度を開始致します。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスを受けられます。7月1日から8月20日まで、平成27年10月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件：次に該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

(1) インターネット販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品

◆応募者の資格：道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）

のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア) 道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ) 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等：

(1) テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%

(2) PL（製造物責任）保険に加入していること。

(3) 食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。

(4) 指定する食品検査を実施していること（食品の場合）。

(5) 該当する食品製造に係る営業許可を受けていること（食品の場合）。

◆募集期間：7月1日（水）から8月20日（木）まで

◆申込み：「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

※平成26年度から申込に必要な書類を変更しました。詳しくは下記ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 食関連産業室 マーケティンググループ

Tel：011-204-5766（担当：牧野、小椋）

インフォメーションバザール in Tokyo

【新規】（北海道）

北海道及び南九州地域の食品を首都圏に向けて紹介し、市場における販売ルートの開拓や販路拡大を目指す実践的な商談会。

商品開発に向けたニーズ収集、首都圏バイヤーとのネットワーク構築など即戦力となる商談会。

◆開催日時：9月2日（水）9:30～17:00 9月3日（木）10:00～16:00

◆開催場所：池袋サンシャインシティ ワールドインポートマートビル
（東京都豊島区東池袋 3-1-3）

◆主催者：北洋銀行、帯広信用金庫 「南の逸品商談会 in Tokyo2015」も同時開催（主催：鹿児島アグリ&フード金融協議会、共催：鹿児島県）

◆共催：北海道、札幌市

～具体的には

○平成18年より北海道と北洋銀行との共催により実施。

○平成20年より北洋銀行との提携先である鹿児島銀行と連携して開催。

○商品の個別相談・商談会及び観光ビジネスマッチングを別会場で実施。

【食の大商談会 2015 お問い合わせ】

インフォメーションバザール・南の逸品商談会運営事務局
〒番号 101-0047 東京都千代田区内神田 1-6-10 笠原ビル
TEL 03-6812-8689（受付/平日 9:30～17:30）
FAX 03-6812-8649
E-mail: show@nikkeipr.co.jp

「あじ研北海道」について（北海道）

～ 北海道が発信する「食の研究」サイト 「あじ研北海道」 ～

北海道の研究機関や大学と企業が共同して新たな食品加工技術を開発したり、研究機関での試験分析や技術支援などのサポートが手助けとなって商品化に至った例は少なくありません。

「あじ研北海道」では、こうした研究機関と企業との連携をはじめ、各研究機関の活動と成果を紹介しています。食分野に関する技術シーズ・技術支援等のデータベース「研究・事例一覧」はもとより、41に及ぶ成功事例のエピソード集「“おいしい”舞台裏」には、食品開発の道筋を照らすヒントが隠されています。ぜひご覧ください。

◆掲載内容

- ・食分野に関する技術シーズ・技術支援等の情報 「研究・事例一覧」
- ・新商品開発事例の紹介 「研究者×企業インタビュー “おいしい”舞台裏」
- ・食の商品開発アイデアソース「カリスマの着眼点」
- ・「利用可能な設備」
- ・北の加工食品「Web見本市」
- ・企業との連携や研究活動のエピソードを紹介する「商品探偵団」
- ・各研究機関の概要 ほか

◆掲載研究機関

北海道立総合研究機構 産業技術研究本部 食品加工研究センター

北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター
北海道立十勝圏地域食品加工技術センター
北海道立工業技術センター
北海道大学 産学連携本部 ほか

◆URL : <http://www.ajiken-h.jp>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 食関連産業室 食品産業グループ (TEL011-204-5312)

「HOKKAIDO FOOD LIBRARY」のご案内（北海道）

～ 北海道の食の魅力を多言語で世界に向け発信するサイト 「HOKKAIDO FOOD LIBRARY」 ～
北海道食関連産業室からの業務委託により、北海道の食の魅力を多言語で世界に向け発信するサイト「HOKKAIDO FOOD LIBRARY（以下 HFL）」を作成致しましたので、お知らせいたします。

◆HFLについて

- ・ URL : <http://hokkaidofoodlibrary.com/>
- ・ 対応言語 : 日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、イタリア語の合計 5 言語
- ・ ターゲット : 海外の北海道に興味関心を持つ方々、食関連産業従事者
- ・ 主要コンテンツ : 産品紹介 (106 品目)、料理レシピ (58 レシピ)
- ・ ビジネスツール : 生産マップ・カレンダー検索機能、産品情報の PDF ダウンロード機能

◆掲載内容

産品紹介では、生産マップ、生産ストーリー、産地カレンダー、加工品紹介など、様々な角度から各産品の魅力を紹介します。また料理レシピについては、北海道由来のプロ料理人や道内調理学校より、海外向けのこだわりレシピを提供いただきました。ビジネスツールとして、エリア別や産品別のマップ、カレンダーの検索や、産品紹介ページをまるごとダウンロードすることも可能です。

海外からの北海道の食への関心は高まるばかりです。HFL は、「北海道ならではの食の魅力」が満載のプレゼンテーションツールになっておりますので、海外への食材紹介の場で是非御活用下さい。

◆問い合わせ先

株式会社インサイト グローバルビジネス室 担当：細川
住所：札幌市中央区北 4 条西 3 丁目 1 番地札幌駅前合同ビル 6F
TEL : 011-233-2222
FAX : 011-233-2223
会社 HP : <https://www.ppi.jp/>
E-MAIL : hfl@ppi.jp

「地域中小企業経営力向上支援事業」のご案内

～中小企業診断士による無料の経営相談をご利用ください～（北海道）

道では、自社の経営に不安や悩みを抱えている中小企業の皆様にご利用いただける無料相談窓口を全道各地に設置し、経営の専門家である中小企業診断士が相談対応する「地域中小企業経営力向上支援事業」を行っております。

相談窓口は全道21地域の金融機関の店舗などに設け、企業の皆様から希望をお伺いして、中小企業診断士による相談実施のための調整をいたします。

中小企業診断士による相談では、経営診断、経営改善に向けたアドバイス、従業員の処遇改善に向けた支援、各種支援策のご提案等、無料でご相談に応じます。

資金繰りのお悩み、売上拡大、人手不足解消など経営力を高めたい中小企業の皆様、どうぞご利用ください。なお、中小企業診断士による相談を希望される場合には、事前のご予約が必要です。

お近くの相談窓口にお問い合わせいただくか、中小企業診断協会北海道に直接お問い合わせください。

◆事前予約、相談窓口設置箇所などお問い合わせ

一般社団法人中小企業診断協会北海道（受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

電話 011-231-1377

FAX 011-231-1388

メール do-chusho@shindan-hkd.org/

ホームページ <http://www.shindan-hkd.org>

◆道担当

経済部 中小企業課 中小企業支援グループ 担当：村上 電話 011-204-5331

「電気コスト対策アドバイザー育成・派遣モデル事業」のご案内

～個別訪問によるコンサルティングについて～（北海道）

道では、（株）北海道二十一世紀総合研究所に委託をし、電気料金の値上げにより影響を受ける中小・小規模企業への影響を緩和するため、電気コスト対策アドバイザーを企業に派遣し、節電効果の高い機器の導入や運用方法等をコンサルティングする事業を実施しています。

個別訪問によるコンサルティングについて（本年11月末まで）

電気コスト対策アドバイザーが、皆様の事業所を訪問し、無料で節電のためのコンサルティング（アドバイス等）を行います。

◆主なコンサルティング内容

- ・節電効果の高い照明・器具の導入の提案
- ・契約の見直し等のアドバイス
- ・省エネ診断を行う専門家の紹介
- ・国や道の取組事例や補助・融資制度の紹介 等

中小企業総合振興資金融資制度の改正について （北海道）

道では、様々に変化している金融経済環境や中小企業のニーズに的確に対応し、中小企業が経営の安定に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度の見直しを行いますので、ご案内いたします。

◆新制度取扱い開始日：平成27年8月3日（月）

◆見直しのポイント

①資金体系の見直し	現行6資金14貸付区分から3資金8貸付区分に再編・統合
②融資利率の引き下げ	現行制度の融資利率から一律0.2%引き下げ
②小規模企業支援	・1年以内の汎用的な短期資金の取扱いを開始（小規模企業貸付） ・設備資金の融資期間の拡大
④資金繰り支援の強化	保証の有無にかかわらず道制度残高の借換えが可能
⑤政策サポート	道の経済施策の重点分野に呼应した前向きな取組みを金融面から支援
⑥防災・減災への対応	事業継続計画（BCP）計画の策定や計画に基づく施設整備など、災害に予め備え、被害を最小限に食い止める取組を金融面から支援するため、「防災・減災貸付」を創設
⑦創業支援の拡充	保証制度の拡充に対応し、融資限度額を拡大

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等	
		政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化（経営革新、雇用、事業承継、表彰）】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
再生支援貸付	①中小企業再生支援協議会等の支援による事業再生に取り組む中小企業者等 ②経営安定（倒産防止）特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等		

経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	原料等 高騰	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等 ①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」、又は、道が認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中小企業者等
	防災・減災 貸付		事業継続計画（BCP）を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企業者等
		耐震改修 対策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人（商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人）以下の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、以下のウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/index.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度及び信用保証料補助制度のご案内 補助制度の情報追加（北海道）

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、急激な円安に伴う原材料価格の高騰や人件費の増加、電気料金の再値上げなど、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意しています。また、保証付きで融資を受ける場合に必要となる保証料を一部補助し、中小企業者の皆さまの資金繰りを支援いたします。

資金名	原料等高騰対策特別資金	景気変動対策特別貸付
融資対象	①原料等価格の高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当する中小企業者等であって、省エネルギー施設等を導入する方	経済環境の変化により、一時的に売上高又は利益（純利益額、経常利益率）の減少など業況悪化を来している中小企業者等
資金用途	①運転資金 ②設備資金	事業資金（運転資金・設備資金）
融資金額	1億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内（うち据置3年以内）	10年以内（うち据置3年以内）

融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.3% 10年以内 年1.5% 《変動金利》 年1.3% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	《固定金利》 3年以内 年1.4%、5年以内 1.6%、 7年以内 年1.8%、10年以内 2.0% 《変動金利》 年1.4% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、金利とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。 (経営状況に応じ、年0.40～1.71%) ※対象2資金については、北海道信用保証協会の独自割引措置が適用されております。 (上記は割引適用後の保証料率)	
補助制度	保証付きで融資を受ける方が、信用保証協会に支払う保証料に対して、 道が保証料総額の3分の1を補助します。 <u>なお、中小企業総合振興資金融資制度の改正に伴い、平成27年8月3日から資金名や融資条件が変更になりますが、補助制度は引き続きご利用になれます。</u> ・景気変動対策特別貸付 ⇒ 経営環境変化対応貸付 ・原料等高騰対策特別資金 (融資対象区分が「認定企業」及び「災害復旧」であるものを除く)	

◆ 融資・補助に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

【景気変動対策特別貸付】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/keikihendo.htm>

【原料等高騰対策特別資金】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/genryo.htm>

【信用保証料の補助制度】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/hoshouryouhojo.htm>

◆ 問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ (TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

地域活性化ワイド資金のご案内 (北海道)

道では、本道経済の活性化や雇用の創出などが期待される公益社団法人やNPO法人など、幅広い事業者の方々が取り組む経済活動を支援するための融資を、取扱金融機関の窓口を通じて行っています。

◆ 制度の概要

	内容		
融資対象	①公益社団法人 公益財団法人 ②社会福祉法人 ③農業分野へ進出する中小企業者等	④NPO法人 ※株式会社商工組合中央金庫法及び信用保険法の一部を改正する法律(平成27年法律第29号)の施行の前日まで対象	⑤一般社団法人 一般財団法人
	※次の(1)～(3)の要件を満たす者 (1)最近1年以上、同一地区内で事業を行っていること (2)所得税、法人税、事業税、道・市民税を完納していること (3)その法人に適用すべき会計基準に基づいた財務諸表を作成していること		
資金用途	事業資金		
融資金額	8,000万円以内 (うち運転資金 3,000万円以内)	1,000万円以内 ただし、国や自治体から受領する公的な資金が未受領であることにより事業活動に影響がある場合は 2,000万円以内	1,000万円以内

融資期間	10 年以内 [うち据置 1 年以内]	7 年以内 [うち据置 1 年以内] ただし、公的な資金が未受領であることにより事業活動に影響がある場合は 1 年以内	7 年以内 [うち据置 1 年以内]
	※短期資金(1 年以内)の取扱可		
返済方法	割賦返済(短期資金は一括返済可)		
融資利率	金融機関所定利率		
信用保証	北海道信用保証協会の保証付きとなります。(保証割合 50%)		
担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ※保証付き部分と保証が付かない部分の保全条件は、原則同様		
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、道内を拠点とする信用金庫及び信用組合		

◆詳細についてはこちらのウェブページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/2707waido.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

「北海道プレミアム旅行券」利用可能施設登録のご案内

【新規】(北海道)

北海道では、地域の消費拡大・免税店登録数の増加を目的に、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地域消費喚起型・生活支援型)」を活用した北海道プレミアム旅行券を発行することとなり、現在、本旅行券を利用できる施設等を募集しております。

本旅行券は、外国人観光客、道外観光客、道内観光客向けの3種類があり、発行総額は30億円となっております。販売期間中は、本旅行券をもった多くの観光客が利用可能施設である免税店、宿泊施設、観光・体験施設を訪れると思われますので、是非、この機会に利用可能施設へご登録いただき、販売促進に繋げていただけたら幸いです。

なお、本旅行券は7月31日から、予約受付販売が開始となり、ご利用可能期間は9月1日から2月29日となっております。

■募集対象

	宿泊施設	観光・体験施設(※1)	免税店
外国人観光客向け	×	● 札幌市内の施設は除く	● 札幌市内の店舗は除く
道外観光客向け	●	●	×
道内観光客向け	● 札幌市内の施設は除く (※2)	● 札幌市内の施設は除く (※2)	×

(※1) 観光・体験施設は有料施設が対象になります。また、体験施設については、観光客向けに各種体験メニューを提供されている事業者も対象となります。

(※2) 札幌市では、市内のホテルや観光施設でご利用できる「ようこそさっぽろ!!札幌旅行券」を9月1日から販売予定です。利用期間等は「北海道プレミアム旅行券」と同じです。

■募集スケジュール

申請提出書類到着日 (※1)		紹介ツール	
		パンフレット	Web サイト
第1期	7/22 着	● (8月下旬より配布予定)	● (7/31 掲載)
第2期	8/21 着	● (9月下旬より配布予定)	● (9/1 掲載)
第3期	9/30 着	掲載なし	● 承認後随時掲載
第4期 (※2)	10/31 着	掲載なし	● 承認後随時掲載

(※1) 申請提出書類の詳細は専用 Web サイトをご参照下さい。

(※2) 第4期の募集受付は、免税店のみとなっています。

■申請方法

専用 Web サイト (<http://www.sanka-hokkaido.com>) から申し込み

「地域のものづくり力」のアップで会社を成長させましょう！

～「参画・協力企業」募集のご案内～ (北海道)

道では、国の成長戦略の展開や全国的な景気回復などの好機を道内のものづくり産業に取り込むため、企業、業界団体、支援機関、行政などの関係者が共有し、重点的に取り組む方向性を示した「本道のものづくり産業振興の新たな展開方向」を策定しました。

この取組を全道展開していくため、「『地域のものづくり力』のアップ」を合い言葉に、積極的な取組に挑戦する企業を道が「参画・協力企業」として登録し、登録企業の成長の応援をさせていただきます。

- ◆対象企業：ものづくり企業（日本標準産業分類の大分類「製造業」※今後進出予定の企業等も含みます）
- ◆登録方法：次ホームページに掲載している「エントリーシート」に必要事項を記入のうえ、FAX又はメールで申し込みください。
→ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/mono_tenn.htm
- ◆応援内容：○道の各種施策はもちろんのこと、国の制度の効果的な活用へのアドバイス
○双方向型メールマガジン「ものマガ」によるビジネス情報の提供・情報交換の場の提供
○専用ダイヤル「ものサポ」による相談支援
○情報交換会「ものナカ」の開催によるネットワーク（仲間）づくりの応援
- ◆申込先・問い合わせ先：北海道経済部産業振興局産業振興課ものづくり産業G 011-231-4111 (26-862)
○FAX番号 011-232-2139
○E-mail : keizai.sangyousinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

中国・上海ビジネスセミナーのご案内

～最新の経済概況、食品市場について～

【新規】（主催：JETRO、協力：北海道）

中国では、近年の所得の上昇、健康・安全志向の高まり等を背景に、観光、食品分野を中心に、関心が高まっています。このような中、日本政策金融公庫の上海事務所駐在員より、最新の中国経済概況、日系企業の動向等をお届けします。また、ジェットロ上海の食品分野のコーディネーターが、中国の日本産食品市場の現状を解説するとともに、今後の輸出戦略立てに参考となる内容をお話いたします。

中国の最新情報を得る絶好の機会ですので、是非、本セミナーにご参加ください。

- ◆日時： 2015年8月20日（木）14：00～17：00 （13：30～受付開始）
- ◆会場： 北海道経済センタービル8階 Aホール （北海道札幌市中央区北1条西2丁目）
- ◆プログラム： 第1部 14：00 「中国・上海の経済概況、日系企業が抱える課題」（仮）
講師： 日本政策金融公庫 上海駐在員事務所 中山 裕介
14：30 「日本政策金融公庫の海外展開支援制度」（仮）
講師： 日本政策金融公庫 札幌支店中小企業事業 職員
<休憩10分>
第2部 14：50 「上海の日本食市場の概況」 <農林水産省補助事業>
講師： JETRO 上海 食品分野のコーディネーター 西村 敦 ※
第3部 16：10 講師による個別相談会（先着5社）

※【講師略歴】食品商社に入社後、台湾に7年、食品メーカーにて北京・広東の総経理として7年勤務。その後、上海のコンサルティング会社の総経理として、シンガポール・タイでの飲食業立上げに携わる。また、上海の貿易会社にて、上海の客先250社に対し、食材・飲料・消耗品資材・コンサルティングのワンストップサービスを実現。独自で清酒・焼酎・食材の輸入も行う。現在は、乳製品専門商社の中国支社董事総経理、および2011年よりJETRO上海の食品コーディネーターに従事。

- ◆主催：JETRO 北海道
- ◆共催：日本政策金融公庫札幌支店
- ◆協力（予定）：経済産業省北海道経済産業局、農林水産省北海道農政事務所、北海道、札幌市、札幌商工会議所、北海道日中友好協会、北海道国際ビジネスセンター
- ◆定員：60名（先着順。定員になり次第、〆切ります）
- ◆お問い合わせ：JETRO 北海道 担当：関根、小谷（TEL：011-261-7434、Mail：sap@jetro.go.jp）
- ◆参加費：無料

平成27年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の公募を開始しました 【新規】（北海道）

道では、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を対象に標記表彰制度を実施しております。

今年度も、次のとおり実施しますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

◆ 募集部門

（1）省エネルギー部門

省エネルギー機器の導入やエネルギー効率の向上、エネルギー消費量の削減及び節電などで優れた成果を挙げたものや、省エネルギーの促進に関する普及啓発活動や教育活動などを実施し、省エネルギー意識の向上に高い功績があると認められるもの

（2）新エネルギー部門

新エネルギーの先進的導入、新エネルギー利用設備及び技術の開発、普及啓発活動や教育活動等を行い、今後の新エネルギー導入の先例となり、かつ波及効果が高いと認められるもの

◆ 応募資格

道内に居住する個人、道内に事務所又は事業所を有する法人（非営利法人を含む）、

道内に所在する団体（任意団体を含む）及び市町村

◆ 応募方法

（１）応募方法

所定の応募用紙を道ホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送又は持参により５部提出してください。（自薦・他薦は問いません。推薦の場合は推薦理由を付記してください。）

また、取組事例の詳細がわかる写真や資料、会社概要等を各５部添付してください。

※ホームページ URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm>

（２）応募期間

平成 27 年 8 月 31 日(月)まで（必着）

◆ 表彰等

- ・各部門で特に優秀と認められるものを「省エネルギー部門大賞」、「省エネルギー部門奨励賞」、「新エネルギー部門大賞」「新エネルギー部門奨励賞」として表彰し、賞状を贈呈します。
- ・道のホームページや道のイベント内で取組を公表するなど、積極的に PR するほか、「表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業」による PR 支援を行います。
- ・受賞者については、「北海道グリーン・ビズ認定制度」特別枠で認定され、「シンボルマークの使用」や「金融機関での優遇措置」（金融機関所定の審査があります。）のメリットがあります。
- ・表彰を受けた企業は道の「中小企業総合振興資金」をご活用いただけます。

◆ 応募・問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室省エネ・新エネグループ

TEL (011) 204-5319



平成 27 年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の受賞候補者の推薦について (北海道)

道では、科学技術上のすぐれた発明、研究等を行い、本道産業の振興、道民生活の向上など経済社会の発展振興等に功績のあった方等に、知事表彰として、北海道科学技術賞等を贈呈しています。

北海道科学技術賞は、昭和 35 年度以来毎年行われており、平成 26 年度までに 144 名、13 団体、6 グループを表彰しています。

また、平成 25 年度より新たに北海道科学技術奨励賞が創設され、平成 26 年度は 5 名の若手研究者の方を表彰しました。

つきましては、男女を問わず、様々な分野の候補者を更に幅広く求めるため、受賞候補者として適切な個人又は団体がありましたら、ご推薦くださいますようお願いいたします。

◆ 対象者

1 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なものであって、下記のいずれかに該当するもの。

- (1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など経済社会の発展振興に寄与したもの
- (2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与したもの
- (3) その他本道における科学技術の振興施策の推進に寄与したもの

2 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者（平成27年4月1日時点で満45歳未満の方）を対象とする。

- ◆要項等 下記HPにてダウンロードできます。（『北海道科学技術賞』で検索）
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H27kagisyotou_suisen.htm

- ◆お問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室 科学技術振興グループ（担当：八木）
電話 011-206-5126 FAX：011-232-1063

北大ビジネス・スプリングのご紹介について（入居者募集中）

（北海道）

北大ビジネス・スプリングでは、新事業の創出・育成を目的に、北海道大学等との連携のもと、中小機構、北海道、札幌市、地元経済界等が一体となり、大学・研究機関が持つ地域の知的資源を有効に活用し、起業をはじめ、実用化、マーケティング、販路拡大等あらゆる局面において、入居者の皆様のビジネスを強力にサポートしています。

- ◆入居対象者

大学等の研究成果を活用して事業化を目指す方（個人、法人／業種制限なし）

- ◆インキュベーション・マネージャーによる支援

入居者の課題に適切なアドバイス、的確な支援策をコーディネートし、事業化達成のため、入居者とともに課題を解決していきます。

- ◆充実した施設

居室はウエットラボ仕様で2タイプ（25㎡・50㎡）の全31室。24時間365日利用可能。共用の会議室や商談室の利用は無料。このほか、駐車場、少量危険物貯蔵倉庫も完備（有料、利用要件あり）。

- ◆賃料及び入居期間

賃料は、3,240円/㎡・月（共益費・税込）。北海道と札幌市から合わせて最大で4割の補助が受けられます（一定要件あり、居室の使用形態や入居年数により異なります）。入居期間は5年間（再契約可能）。

- ◆その他

北海道大学の最先端研究機器（オープンファシリティ）や文献検索システム（HINES）、（地独）北海道立総合研究機構の研究機器等が利用できます（一部有料、利用要件あり）。

- ◆詳細については、下記URLをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/incubation/ho-bis/>

平成27年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します

～締め切り間近！！～

（北海道）

道では本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成10年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行ってきました。

これまで、食品加工や機械金属などのものづくり分野で、特色ある技術や製品が発表され、106件を表彰しています。

今年度におきましても、次のとおり実施することとし、全道から幅広く募集します。

◆表彰対象

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品
(その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。)

◆表彰の種類

- (1) 表彰は次の2部門とします。
 - ア ものづくり部門
 - イ 食品部門
- (2) 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術水準」、「市場性」等を審査し、知事から表彰状及び記念品を贈呈します。
 - ア 大賞 1件(応募のあった中で、特に優れたもの)
 - イ 優秀賞 2件程度(応募のあった中で、優れたもの)

◆応募資格

- (1) 道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人(中小企業者、農林漁業者を除く)。
- (2) 上記(1)を主要な構成員としたグループ

◆応募方法

関係団体等(市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関)からの推薦、または自薦によるものとします。

- (1) 提出書類
「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに提出してください。
- (2) 提出期限
平成27年7月31日(金) (※郵送の場合は当日消印有効)
- (3) 提出先及びお問い合わせ先
北海道経済部産業振興局科学技術振興室 技術支援グループ (担当:三浦)
電話 011-206-6478 FAX:011-232-1063
※応募詳細・応募書類については、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H27shinseihinkaihatsushou.htm>

◆選考方法

学識経験者等で構成する「北海道新技術・新製品開発賞 選考委員会」において選考します。

◆受賞者の決定

平成27年10月に、受賞の結果を応募者及び推薦者に通知します。

◆表彰式

平成27年10月に表彰式を実施する予定です。

また、受賞技術・製品は「北海道技術・ビジネス交流会(ビジネスEXPO)」において展示ブースを設け、広くPRを図ります。

※北海道技術・ビジネス交流会

[日 時] 平成27年11月5日(木) 6日(金)

[会 場] アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター4丁目)

(北海道技術・ビジネス交流会については、下記ホームページをご覧ください。)

<http://www.business-expo.jp/>

◆その他

表彰を受けた企業は道の「中小企業総合振興資金」をご活用いただけます。

「両立支援促進・就業環境アドバイザー」の派遣について

(北海道)

道では、仕事と家庭両立支援、非正規労働者の労働条件改善等の取組を幅広く応援しています。

仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則、育児・介護休業規定等の整備、一般事業主行動計画の策定・届出、最低賃金引上げに対応するための労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

◆対象となる企業

常時雇用する従業員数が300人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体

◆アドバイザーの業務

労務管理の専門家である社会保険労務士がアドバイザーとして、主に次の相談に対し、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。

- (1) 仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備に関する業務
- (2) 非正規労働者の労働就業環境の改善に関する業務
- (3) その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備に関する指導・助言
- (4) 上記1～3までの内容のセミナー等の講師

◆アドバイザーの派遣

1申請者につき、年度内原則2回まで（セミナー等の講師の派遣は、1申請者につき1回限り）

◆募集期間及び募集数

- ・募集期間：平成27年6月22日（月）～（予定企業数が集まり次第、募集を終了します。）
- ・募集数：12企業（先着順）

◆アドバイザー派遣に係る費用

無料となっています。（アドバイザー派遣に係る費用は道で負担します。）

※ 募集期間、申込方法など詳細については、雇用労政課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/yutori/youritu/adobaizer.htm>

【問い合わせ先】 北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境グループ（電話：011-204-5354）

UIターン・プロフェッショナル人材誘致推進事業のご案内

【新規】（北海道）

◆概要：道では、道外の企業等においてマネジメント、販路開拓や生産性向上などの分野において、概ね10年以上の職業経験があり、道内企業の競争力強化につながる活躍が期待できるプロフェッショナル人材の確保を支援します。

◆支援内容：①道内企業と道外プロフェッショナル人材との橋渡しを行ないます。

②双方が正社員採用の採否を判断するための、お試し就業期間中（3か月以内）の給与等を補助します。（1/2以内、80万円限度）

◆対象となる方：道内の事務所又は事業所において、正社員として採用することを前提に、プロフェッショナル人材を受け入れる者。（NPO法人、その他法人を含む。）

◆ご利用方法：①受託企業【リージョンズ(株)】への求人登録が必要です。

- ②本事業による場合は、登録料、人材紹介料は無料となります。
連絡先：011-802-7494（担当：千葉・佐々木）

2015年度道南・道北地区問題解決手法研修会のご案内 (北海道、QCサークル北海道支部)【新規】(北海道)

職場の第一線で活躍されている社員の皆様を対象に、職場の問題解決・改善に役立つQCサークル活動の基礎を学びステップアップしていただく研修会です。

短い時間ではありますが、座学だけではなく演習を取り入れ、実際にQC手法を体験して頂きますので、より理解が深まり職場での実践に活かせる有意義な内容となっておりますので、ぜひこの機会にご参加いただきます様、ご案内申し上げます。

＜QCサークル活動とは＞

職場で働く人々が継続的に製品・サービス・仕事などの質の管理・改善を継続的に行う小グループの活動です。

＜参加者感想～様々な職種の方が「有益」と感想＞

- ・講義だけでなく演習があり、職場での実践に活かせると思う。（開発設計担当）
- ・演習時、各班にアドバイザーがいることで初心者同士が集まってもうまく進めることができた。（製造担当）
- ・問題点が把握しやすく改善に様々な意見を出すことができる。（福祉関係）
- ・グラフや表による評価をすることで、見やすく理解しやすいと思いました。（看護関係）
- ・データ化して分析することで客観的な事実をとらえることができる。（建設業）
- ・問題点を的確に見つける事に、業種問わず役立つと感じた。（品質管理担当）
- ・他の社員にも受けさせたいと思う。（工程管理担当）

◆開催日時・会場

地 域	日 時	場 所
道南地区	平成27年8月28日(金) 9:30～16:00	渡島総合振興局 3階講堂
道北地区	平成27年9月4日(金) 9:30～16:00	北見高等技術専門学院 1階会議室

◆内 容：(1)基本講義

QC的問題解決の手順と進め方

(2)QC手法講義および演習

グラフ、パレート図、ブレイン・ストーミング、特性要因図

◆定 員：30名（先着順）

◆受講料：無料

◆申込み方法

- ・下記ウェブサイトから申込書をダウンロードし、FAX若しくはメールでお申し込みください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/qc/index.html>

◆お問い合わせ

北海道庁経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ 担当：川端

TEL：011-204-5098(直通) FAX：011-232-1044

E-mail：keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

能力開発セミナー（8-9月開講予定）のご案内（北海道）

◆在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

(8-9月開講)													
技 専 名	訓練科目	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員	
				内	外	昼	夜			日数	時間		
函館高等技術専門学院 0138-47-1790	機械製図科	製図基礎	函館市	○			○	H27.9.1	～	H27.9.30	15	30	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	OA事務科	Word(初級+実践)	名寄市		○		○	H27.9.10	～	H27.9.16	5	15	12
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	介護サービス科(I)	介護福祉	枝幸町		○		○	H27.9.8	～	H27.10.14	10	20	10
	介護サービス科(II)	介護福祉	稚内市		○		○	H27.9.10	～	H27.10.29	14	40	10
	介護サービス科(III)	介護福祉	天塩町		○		○	H27.9.24	～	H27.10.27	10	20	10
	OA技術科	表計算基礎講座	稚内市		○		○	H27.9.30	～	H27.11.30	25	50	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	パソコン基礎科Ⅱ	表計算受験対策	遠軽町		○		○	H27.8.19	～	H27.9.9	10	30	10
	2級管工事科	施工管理技士受験対策	網走市		○		○	H27.8.19	～	H27.10.7	15	30	15
	自動車整備科	1級小型自動車整備士受験対策	北見市	○			○	H27.9.2	～	H27.10.21	8	24	10
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	パワーポイント基礎	室蘭市	○			○	H27.8.31	～	H27.9.18	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市	○		○		H27.9.9	～	H26.10.2	6	42	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工事科Ⅰ	電気工事基礎	帯広市	○			○	H27.9.3	～	H27.10.1	10	20	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	電気工事科	第一種電気工事士試験対策	釧路市	○		○		H27.9月上旬	～	H27.11下旬	15	60	20

「北海道グリーン・ビズ認定制度」における認定事業所を募集中です！ (北海道)

環境保全に貢献している事業所等を道が認定する「北海道グリーン・ビズ認定制度」。今年度の認定事業所を次のとおり募集しますので、環境配慮に取り組んでおられる事業者の皆様は、ぜひご応募ください。

道は、環境配慮に取り組む事業者の皆さんを、どんどん応援していきます！

◆北海道グリーン・ビズ認定制度とは

環境に配慮した取組を自主的に行っている事業所等を認定（一部登録）する道独自の制度。3部門から構成されており、「創意あふれる取組部門」と「先進的な取組部門」の2部門は、年に一度、事業者からの応募を募り、審査委員会による審査を経て知事が認定する。「優良な取組部門」は、環境配慮に取り組む事業者を広く登録するもので、パソコン等で簡易に登録することができる（随時受付）。

◆今回募集する認定部門

「創意あふれる取組部門」

「先進的な取組部門」

◆認定のメリット

- ・金融機関での融資や私募債発行の際の優遇金利
- ・認定シンボルマークの使用
- ・道のホームページ等でのPR など

◆募集〆切

平成27年7月31日（金）※必着

◆認定証授与式

道庁赤れんが庁舎において、認定証授与式を開催（12月頃を予定）

◆昨年度の認定事業者 ※敬称略

サンフロア工業(株)（岩見沢市）、(株)ビオフレックス（江差町）、大澤産業(株)（当別町）

◆ホームページ

応募方法等の詳細は、こちらのホームページをご覧ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top_page/hgb_index.htm

◆お問い合わせ先

環境生活部環境局環境推進課環境戦略推進グループ

電話：011-204-5188（直通）